

# 鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策本部 第15回会議

日 時 令和2年5月8日(金)

17:30～

会 場 庁議室

出席者 別紙参照(本部員)

---

## 次 第

### 1 開 会

### 2 協 議

(1) 本市の対応方針の改正について

(2) その他

### 3 その他

### 4 閉 会

## 緊急事態宣言の延長を受けての当面の対応方針について（案）

令和2年5月5日

（令和2年5月8日改定）

鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策本部決定

### 〔趣 旨〕

新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで政府の対策本部や専門家会議等の考え方を踏まえ、市対策本部において方針を定め対応してきたところ。

本市においては、令和2年4月5日に第1例目の感染者が確認され、4月17日まで7例が確認されたが、以降は確認されていない。

一方、政府においては4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき緊急事態宣言を行い、4月16日には対象区域の変更により全都道府県に拡大された。

5月4日付けで政府の基本的対処方針が改定され、緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されることとなった。この基本的対処方針では、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底を求めるとされており、市町村においても政府と緊密な情報連携により、「新しい生活様式」の在り方の周知など様々な手段で住民に対して注意喚起を行うことが重要とされている。

今般、緊急事態宣言が5月31日まで延長されたこと、また、この感染症対策は長丁場になることが考えられることから、政府の基本的対処方針を踏まえ本市の対応方針を定めたが、同月8日の山形県第10回対策本部員会議で決定された「企業等に対する要請について」等を受け、本市の対応方針を改定する。

本対応方針については、5月11日から適用することとし、4月24日に改定した「本市における新型コロナウイルス感染症の発生を受けての対応方針について」は5月10日をもって廃止する。

### 〔対応の基本方針〕

#### 1. 新しい生活様式の周知と実践

本市においては、4月18日以降の感染者が確認されていないため、現時点では、政府の専門家会議の定義における「新規感染者が限定的となった地域」に該当すると考えられるが、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する「新しい生活様式」に沿った行動を市民の皆様にお願ひする。

## (1) まん延防止の行動について

山形県より、5月11日から同月14日を期限とする企業等に対する営業自粛要請が行われている。また、不要不急の帰省や旅行などの県域をまたいだ移動の自粛や、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践が要請されており、県とともに周知を図る。

## (2) 新しい生活様式の徹底

「新しい生活様式」の実践に向け、市役所内に副市長を委員長とする「新しい生活様式普及推進委員会」を設置し、基本的感染対策や市民へのわかりやすい情報発信等に取り組む。

市民に対し、感染防止の三つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いなど、別紙4の「新しい生活様式の実践例」について周知を図る。

また、別途策定される業種ごとの感染拡大予防ガイドラインについて、関係団体と協力し周知を図る。

## 2. 小中学校等の取り扱いについて

これまで、文部科学省からの通知や県教育委員会からの依頼に従い、小中学校の臨時休業を実施してきたが、児童生徒の学習保障の観点や学童保育所等での対応の厳しい状況に鑑み、本市において新たな感染者が確認されていない現状を踏まえ、小中学校を段階的に再開することとする。

(1) 5月11日（月）から15日（金）までの週は、全員半日登校とし、給食の実施は各校对応とする。この週は、長期にわたる臨時休業から学校生活への体と心を慣らす期間とする。ただし、小学1年生については各校の通常対応とする。

(2) 5月18日（月）からは、通常授業とする。しかし、無理をせず、授業時間確保のための6時間授業や7時間授業など授業時数の確保は、児童生徒の様子を見ながら実施していく。また、部活動は、5月14日（木）を目途に開催される政府の専門家会議の意見などを踏まえ、改めて方針を示す。

なお、今後、国や県の方針等が示された場合、その内容によっては対応を変更することもあり得る。

(3) 感染防止に万全を期すが、学校関係者に感染者が発生した場合は、当該校の中学校ブロックにある全校を臨時休業とし、濃厚接触者の特定及び当該校の消毒の完了後に再開する。

### 3. 市が所管する施設の取扱いについて

不特定多数が利用する市が所管する施設については、図書館、アートフォーラム、コミュニティセンター等の市民利用が主たる施設については、原則5月11日より再開することとする。ただし、施設の規模や業務内容により、再開する施設と、当初は開館時間を短縮するなど段階的に再開する施設（日帰り温泉）に区分する。なお、加茂水族館等の県外からの来館者が多数見込まれる施設については、緊急事態措置の状況等を踏まえ、当面休館とする。

### 4. 市が主催するイベント等の取扱いについて

#### (1) 本市主催の全国規模の大規模イベント等の取扱いについて

本市主催の大規模イベント等については、原則、5月31日まで中止または延期とする。

6月1日以降に実施する場合は、市内での新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、市対策本部判定会議において、事前に審査を行い、適合している場合のみ開催を認める。これらの場合、別紙1の取組の徹底に加え、別紙2及び別紙3に取り組まなければならない。

#### (2) 市が主催するその他のイベント等の取扱いについて

- ① 本市主催の「全国規模の大規模イベント等」には該当しない比較的少人数（50人以下）のその他のイベント等については、市対策本部判定会議において、事前に審査を行い、適合している場合のみ開催を認める。
- ② 基礎疾患及び認知症を有する高齢者等を対象としたイベント等については、感染した場合に重症化するリスクが高いため、当面、中止または延期とする。

#### (3) 民間団体等が主催者のイベント等

民間団体等に対し、市が主催するイベント等の取り扱いの考え方を情報提供するとともに、必要に応じ助言を行い、緊急事態宣言下における特定都道府県として区域が指定されていることを踏まえた、主体的な検討を促す。

## 5. 市民・職員等を派遣する事業

コロナウイルスの感染が確認されている国・地域へ職員等を派遣する事業については、5月31日まで見合わせる。

やむを得ず、必要な出張等については、市対策本部判定会議の承認を得たうえで、マスク着用や手洗い等の対策の徹底を前提として可能とする。

## 6. 経済・生活等への影響に対する支援

コロナウイルス感染症拡大に伴い、市内の幅広い業種において収入減少等の影響が生じており、市税等の徴収猶予・負担軽減、生活困窮者を含む生活再建の支援、中小企業等・農林水産分野への支援などの対策を実施している。

### (これまでの支援経過)

これまで、市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に備えた対応として、国民健康保険被保険者に対する傷病手当金や休日夜間診療所及び朝日地域の市直営診療所の医療従事者に対する休業手当の創設、市内病院の院内感染防止対策に係る施設・機器整備等に取り組んでいる。

また、市独自の経済対策では、金融対策事業の拡充、雇用調整助成金の円滑な支給に向けた相談体制の強化、プレミアム付飲食券発行による飲食業への緊急支援事業のほか、事業者の固定経費の一部を支援する目的で、交通事業者等に対する給付金、宿泊事業者に対する令和2年度固定資産税額の2分の1相当額の補助金、小売業や飲食業等の店舗の賃料に係る補助金など、生活支援対策ではひとり親家庭等に対する市独自の給付金などの対策に取り組んでいる。

### (追加する経済支援)

今般の緊急事態宣言の延長により、市民は新型コロナウイルス感染症に対する長丁場の対応を前提とした「新たな生活様式」への移行、そして定着が求められている。

このため、市内の幅広い業種において収入減少等の影響が続くことが懸念されることから、緊急的にさらなる事業者への支援、また生計維持に支障をきたしている学生等を含めた支援を強化するため、5月5日、予算の増額に関する専決処分を実施した。

### (1) 鶴岡市緊急経営改善支援金給付事業

そこで、鶴岡市として、県からの営業自粛等の要請(ゴールデンウィーク期間中4月25日(土)から5月10日(日)のすべての期間についての営業自粛)に協力した本市事業者について、県の支援金交付に1事業者10万円を上乗せして支援金を支給する。申請受付については県の支援金交付決定を受けた事業者に対し、5月中旬から順次申請していただくこととして準備を行う。

### (2) 緊急小口資金の拡充(学生利用も可)

また、新型コロナウイルス感染症対策生活困窮者支援事業として、社会福祉協議会が行っている貸付事業「緊急小口資金」の拡充支援を、5月中旬から7月末までの3ヶ月間行う。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等による収入の減少がある場合の、緊急かつ一時的な生計維持のための生活支援策として、上限額を10万円と設定しているが、さらに市単独で1世帯10万円までを上乗せし、学生等も含め広く利用されるよう周知を図る。

引き続き、地域経済活動や市民生活に関する状況の把握に努め、あらゆる観点から市として可能な支援を実施する。

## 7. その他

特措法に基づく政府対策本部や県の動向、特に緊急事態宣言等の情報に更に注視し、必要に応じ本指針の見直しを行う。

---

## 鶴岡市主催イベント等における「3つの条件が同時に重なった場」を避ける具体的な取組内容

---

### 1 密閉（換気の悪い密閉空間）対策

○換気設備の適切な運転、点検を実施し、換気機能がない施設においては、窓や扉を開けながらの対応とする。

（3/19 付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より）

○1 時間に1～2回程度の定期的な換気を励行する。

（3/24 付、「県主催イベント等に関する今後の対応について」より）

### 2 密集（多くの人々が密集する場所）対策

○お互いの距離を1～2 m程度あける

（3/24 付、「県主催イベント等に関する今後の対応について」より）

○会場に入る定員をいつもより少なく定める。（座席等の間隔をとるよう促す）

（3/19 付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より）

○大規模イベント等については、誘導員を配置し、人を密集させないため、入退場に時間差を設けたり、通路に誘導のためのラインを引くなどの工夫を行う。

（3/19 付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より）

### 3 密接（近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離））対策

○人が集まる場での対策

・声を出す機会の多い場面はマスクを着用させる。

（3/19 付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より）

---

## 鶴岡市主催の大規模イベント等における「人があつまる場の前後も含めた適切な感染予防」の具体的な取組内容

---

### 1、集団感染予防への対応

- ・「過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方」や「感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方」は、参加を控えていただくよう事前に周知するとともに、イベントの案内等を送付する際にチラシを同封したり、入場前の入り口や窓口にポスターやチラシを設置し周知を行う。

(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)

- ・参加者に対し、事前に体温の測定ならびに症状の有無を自ら確認し、具合の悪い場合は参加を認めないことを、上記の要領で周知を徹底する。

(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)

- ・非接触式体温計による対応が可能な場合については、できる限り、参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。

(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)

### 2、イベント時の手洗い環境

- ・アルコール消毒液を入退場口等に設置する。

(「県主催イベント等に関する今後の対応について」より)

- ・会場に入る際の手洗い実施、イベントの途中においても適宜手洗いができる場の確保。

(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)

### 3、消毒及び清掃

- ・参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含むもので定期的にふき取りを行う。

(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)



---

## 鶴岡市主催の大規模イベント等における「感染が発生した場合の参加者への確実な連絡方法の確保」の具体的な取組内容

---

### 1、参加者の連絡体制

- ・屋内でのイベントについては、参加者の中に感染者が出た場合の対応として、受付で来場者受付簿を作成する。なお、入場券の主催者控え（半券）に記入してもらうことも可とする。
- ・記入する項目は、氏名、住所、連絡先（電話番号）とする。

（3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より）

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- ・屋外のイベントについては、不特定多数の者が参加する形式を変更し、事前に参加者を特定できるようにイベントの内容をできる限り見直す。その上で、当日事前登録のない入場者を把握できる出入口を設置し、可能なかぎり屋内と同様の対応に努める。

## 「新しい生活様式」の実践例

### 日々の暮らしの感染対策

- ・外出は、マスクを着用する。遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・会話をする際は、可能な限り対面を避ける。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしたり、スマホの移動履歴をオンにする。
- ・地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝家族で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養
- 屋内や会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用



外出控え 密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い

### 買い物・娯楽・スポーツ等

#### 買い物

- ・通販も利用
- ・1人または少人数ですいた時間に
- ・電子決済の利用
- ・計画をたてて素早く済ませ
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとるマナー
- ・予約制を利用してゆったりと
- ・狭い部屋での長居は無用
- ・歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避けて
- ・徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・屋外空間で気持ちよく
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食は避けて
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

## 市が所管する施設の再開等の対応について（概要）

## 1. 施設の再開等について

下記2の感染防止対策の徹底を前提に再開することとする。なお、今後の感染状況により変更になる場合がある。

- ・現在休館中の施設 143 施設
- ・再開の状況（内訳は資料1のとおり）

A：5/11（月）から再開する施設 ※主に市民が利用する施設	110 施設
B：5/11（月）以降段階的に再開する施設 ※主に市民が利用する施設のうち感染防止対策の準備を要する施設	24 施設
C：当面休館を継続し緊急事態措置の状況等を踏まえ再開する施設 ※県外からの利用者が多い施設 ※国内でクラスター発生のある施設	9 施設
合 計	143 施設

※国の基本的対処方針及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」、県の「企業等に対する要請について」の通知に沿って判断

## 2. 施設の再開にあたり徹底する事項

## 【各施設共通で実施する対策】

国県の通知に沿って次の対策を実施。詳細は施設ごとに定め実施する。

## ①基本的な感染防止策

- ・マスクの着用（職員は着用義務、利用者には着用の周知を実施）
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置、手洗いの励行・周知
- ・施設の定期的な換気
- ・施設の定期的な消毒（複数の人の手が触れる場所）

## ②3密対策（密閉・密集・密接）

- ・四方を空けるなど十分な座席の間隔を確保（2m目安）
- ・施設内で会議・催事を開催する場合は比較的少人数のものに限定（最大50人以下を目安とする）
- ・利用者に大声で会話を行わないよう周知

## ③利用制限

- ・発熱その他感冒症状がある方の入館自粛を周知
- ・3密の状態とならないよう同時に利用する人数の制限を実施（利用人数は施設ごとに定める）

### 市が所管する施設の再開等の状況(令和2年5月8日現在)

※今後の感染状況により変更になる場合がある。  
※市の建物等を借りて民間団体が管理している施設を除く。

#### 【A: 5/11(月)から再開する施設】

図書館等	8	図書館(6)、致道ライブラリー、櫛引情報センター
コミュニティ・集会施設	38	コミュニティセンター(鶴岡21)、地域活動センター(藤島5、羽黒4)、羽黒コミュニティセンター 櫛引生涯学習センター、高齢者活動センター(櫛引)、コミュニティセンター(朝日2)、大網地区地域交流センター 温海ふれあいセンター、温海温泉林業センター(トレニングルーム除く)
公園等	4	赤川市民ゴルフ場、赤川河川緑地、西工業団地テニスコート、西部公園多目的グラウンド
福祉・健康施設	11	総合保健福祉センターにこふる(軽トレニングルーム除く)
教育・文化施設	35	アトフオーラム、藤沢周平記念館、大宝館、致道館、ほどりあ、東田川文化記念館、松ヶ岡開墾場、 黒川能の里王祇会館、横綱柏戸記念館、大鳥自然の家、旧遠藤家
体育施設	4	体育館等(トレニングルーム除く)(35)
観光客等利用施設	9	月山あさひ博物館(梵字の茶屋、大梵字、文化創造館)、タキタロウ館、温海温泉の足湯(2) 先端研究産業支援センターレクチャーホール、出羽庄内国際村、勤労者会館、庄内産業振興センター、マリカ西館 水道資料館、藤島ふれあいセンター、エコタウンセンター(藤島)、創造の森(羽黒)
その他施設		
小計	110	

#### 【B: 5/11以降段階的に再開する施設】

日帰り温泉・公衆浴場	4	ぼっぼの湯、やまぶし温泉ゆげぼか、くしびき温泉ゆーTown ※5/11～当面平日のみの営業 湯野浜公衆浴場(上区) ※5月下旬再開予定
集会施設	1	朝日健康の里ふっくら ※5/14～
福祉・健康施設	11	子ども家庭支援センター(にこふる2階)、子ども家庭支援センター「まんまルーム」等(4)、児童館(6) ※いずれも5/18～(予定)
教育・文化施設	2	中央公民館、文化会館 ※5/11～
観光客等利用施設	5	観光案内所(FOODEVER内)、FOODEVER内「文化体験スペース」、鶴岡観光プラザ ※再開時期検討中 いでは文化記念館 ※5/11～当面平日のみの営業、丸岡城跡史跡公園(旧日向家住宅)、(月山あさひ博物館(梵字の蔵)) ※いずれも5/16～
体育施設	1	市民プール ※団体の確認がとれてから再開、(体育館等(うち学校開放施設)) ※部活動等の再開に合わせて
小計	24	

#### 【C: 当面体館を継続し緊急事態措置の状況等を踏まえ再開する施設】

観光客等利用施設	3	加茂水族館、遊漁センター(海洋釣り堀)、遊漁センター(フィッシングセンター)
トレニング施設	5	総合保健福祉センターにこふる(軽トレニングルーム)、トレニングルーム(4)
その他施設	1	ほのかたらのきだいたい(※冬季施設)
小計	9	
合計	143	

令和2年5月8日  
農 林 水 産 部

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る鶴岡市肉用市有牛貸付制度における 支払猶予について

このほど、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している畜産農家を支援するため、下記のとおり、鶴岡市肉用市有牛貸付制度における償還金(納付金)の支払猶予を行う。

### 記

#### 1. 内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営環境が悪化している畜産農家(繁殖及び肥育)を支援するため、肉用市有牛貸付制度※に係る償還金(納付金)の支払を1年間猶予する。

#### 2. 対象者

制度を利用する牛飼養農家(一律に適用するため申請不要)

#### 3. 猶予期間

5月支払予定分から1年間

#### 4. 周知等

5月8日から制度利用者(16戸)に対し周知文書を郵送

#### ※肉用市有牛貸付制度の概要

鶴岡市肉用牛振興基金を原資に、畜産農家が繁殖又は肥育のために購入する牛(肉用牛)を、購入額と同額で市が一度買い上げたうえで畜産農家に貸付する制度。

畜産農家が繁殖した子牛又は肥育した牛を売却する際に、購入額の分割額又は全額で買い戻して売却することで、肉用牛の購入費用を実質的に負担することなく、繁殖・肥育を行うことができるよう支援するもの。

区 分	貸付期間
繁殖用:繁殖の用に供する生後4カ月以上4年未満の和牛雌牛	5年
肥育用:肥育の用に供する生後6カ月以上12カ月未満の和牛	2年

令和2年5月8日  
農林水産部

JAと県漁協との連携による市職員を対象とした  
農業者・漁業者応援セールの実施について

「新型コロナウイルス」感染拡大の影響により、地元農林水産物の消費や販売価格に深刻な影響が生じていることから、JAや県漁協と連携し、花きや水産物、月山ワイン等の消費拡大と地元産のPRのため、市職員を対象とした応援セールを下記のとおり実施中。

記

(1) 月山ワインの販売について (第2弾)

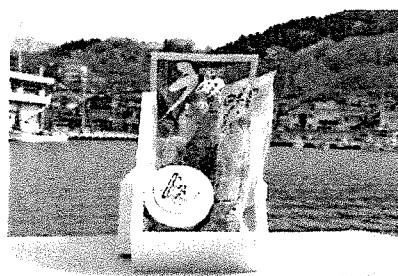
- 日時 令和2年5月1日(金) 午後4時30分～午後5時
- 場所 鶴岡市役所本庁舎 別棟2号館 23号室
- 内容 JA庄内たがわと連携し、市職員を対象に販売。  
(1回目:3/27 298本販売)  
販売数:320本程度(本庁舎、各地域庁舎)

(2) 水産物の販売について (第1弾)

- 日時 令和2年5月8日(金) 午後3時30分～
- 場所 鶴岡市役所本庁舎 別棟2号館 23号室
- 内容 漁業者・県漁協と連携し、市職員を対象に販売。  
販売数:鮮魚セット(鼠ヶ関船主会)30箱程度  
水産加工品イカセット(漁協由良加工場)50箱程度  
水産加工品焼き魚セット(漁港由良加工場)70箱程度

(3) フラワーギフトの販売について (第3弾)

- 日時 令和2年5月8日(金) 午後3時30分～
- 場所 鶴岡市役所本庁舎 別棟2号館 23号室
- 内容 JA鶴岡・JA庄内たがわと連携し、市職員を対象に販売。  
(1回目:3/12 100束販売、2回目:3/19 158束販売)  
販売数:アルストロメリア(JA鶴岡)150束程度(本庁舎分)  
:バラ(JA庄内たがわ)250束程度(各地域庁舎分)



令和2年5月8日

## 鶴岡市役所「新しい生活様式」普及推進委員会の開催について

総務部職員課

## 1. 設置目的

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)で示された「新しい生活様式」の定着に組織を挙げて取り組むとともに、市民の皆様へ情報発信を行うことで市民生活全般にわたっての普及を推進する

## 2. 開催日時・場所

令和2年5月11日(月) 16:30～

鶴岡市役所別館2号館21号会議室

## 2. 構成メンバー

副市長(座長)、総務部長、総務課長、職員課、契約管財課長、企画部長、情報企画課長、健康福祉部長、健康課長、危機管理監、防災安全課長

## 3. 会議内容

## 報告事項

- ・時差出勤の実施状況
- ・庁内来客対応窓口アクリル板設置状況 等

## 協議事項

- ・鶴岡市役所「新しい生活様式」職場普及担当者(仮)の設置
- ・職場内の感染対策ルールづくり 等